

法人の概要

拠点住所	520-0044 大津市京町三丁目5番12号		
ふりがな 法人名	しゃかいふくしほうじん おおつにおのはましようがいしゃふくしほうじん 社会福祉法人 大津におの浜障害者福祉法人	ふりがな 代表者氏名	りじちょう しらすぎ しげお 理事長 白杉 滋朗
主たる事務所	520-0801 大津市におの浜四丁目2-33	TEL FAX	077-511-2111 077-527-5515
許可年月日 番号	平成13年3月22日 第340号	設立登記 年月日	平成13年3月28日

法人の事業

事業内容	
第2種 社会福祉事業	大津市立障害者福祉センターの受託経営
	相談支援事業の経営
	一般相談支援事業の経営
	特別相談支援事業の経営
	障害福祉サービス事業の経営

役員等 (敬称略、順不同)

理事 8名

区分	氏名	任期
理事	白杉 滋朗	自R7.6 至R9.6
	乾澤 正和	
	松浦 勝彦	
	石野 富志三郎	
	北村 茂	
	西川 実千子	
	元藤 大幹	
	秋田 悅雄	
	白杉 滋朗	

監事 2名

区分	氏名	任期
監事	田附 榮治	自R7.6 至R9.6
	新實 幸子	

評議員 9名

区分	氏名	任期
評議員	大石 康雄	自R7.6 至R11.6
	杉浦 登	
	北川 みよ子	
	中島 真幸	
	植松 久仁子	
	山路 美登	
	藤木 充	
	梅本 栄司	
	井ノ口 浩士	

第三者委員会

氏名	
松村 裕美	学識経験者
藤木 充	評議員

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 6年 4月 1日 (至) 令和 7年 3月 31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入 受取利息配当金収入 その他の収入	40,118,000 7,546 310,000	41,000,599 11,627 321,812	△ 882,599 △ 4,081 △ 11,812	
	事業活動収入計(1)		40,435,546	41,334,038	△ 898,492	
	支出	人件費支出 事業費支出 事務費支出	27,620,260 10,253,280 1,856,346	27,525,045 9,922,914 1,765,364	95,215 330,366 90,982	
		事業活動支出計(2)	39,729,886	39,213,323	516,563	
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	705,660	2,120,715	△ 1,415,055	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等収入計(4)	1,500,000 1,500,000	1,500,000 1,500,000	0 0	
	支出	固定資産取得支出	3,089,858	3,089,858	0	
		施設整備等支出計(5)	3,089,858	3,089,858	0	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△ 1,589,858	△ 1,589,858	0	
その他の活動による収支	収入	その他の活動収入計(7)	0	0	0	
	支出	その他の活動による支出	0	9,570	△ 9,570	
		その他の活動支出計(8)	0	9,570	△ 9,570	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		0	△ 9,570	9,570	
	予備費支出(10)		0 △ 0	—	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△ 884,198	521,287	△ 1,405,485		

前期末支払資金残高(12)	25,968,047	25,968,047	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	25,083,849	26,489,334	△ 1,405,485	

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 6年 4月 1日 (至) 令和 7年 3月 31日

(単位:円)

勘 定 科 目			当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	障害福祉サービス等事業収益	41,000,599	26,825,274	14,175,325
		サービス活動収益計(1)	41,000,599	26,825,274	14,175,325
	費用	人件費	27,653,959	23,653,037	4,000,922
		事業費	9,922,914	8,399,411	1,523,503
		事務費	1,765,364	1,444,618	320,746
		減価償却費	184,111	74,185	109,926
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 62,624	△ 0	△ 62,624
	サービス活動費用計(2)		39,463,724	33,571,251	5,892,473
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		1,536,875	△ 6,745,977	8,282,852
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	11,627	599	11,028
		その他のサービス活動外収益	321,812	423,650	△ 101,838
		サービス活動外収益計(4)	333,439	424,249	△ 90,810
	費用				
		サービス活動外費用計(5)	0	0	0
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		333,439	424,249	△ 90,810
経常増減差額(7)=(3)+(6)			1,870,314	△ 6,321,728	8,192,042
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	1,500,000	0	1,500,000
		固定資産受贈額	0	9,161	△ 9,161
		特別収益計(8)	1,500,000	9,161	1,490,839
	費用	固定資産売却損・処分損	9,161	0	9,161
		国庫補助金等特別積立金積立額	1,500,000	0	1,500,000
		特別費用計(9)	1,509,161	0	1,509,161
		特別増減差額(10)=(8)-(9)	△ 9,161	9,161	△ 18,322
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			1,861,153	△ 6,312,567	8,173,720
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		25,140,964	31,453,531	△ 6,312,567
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		27,002,117	25,140,964	1,861,153
	基本金取崩額(14)		0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)		0	0	0
	その他の積立金積立額(16)		0	0	0
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		27,002,117	25,140,964	1,861,153

法人単位貸借対照表
令和 7年 3月 31日 現在

(単位:円)

資産の部				負債の部				
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減	
流動資産	26,938,541	26,867,278	71,263	流動負債	1,574,778	1,895,888	△ 321,110	
現金預金	23,676,632	25,936,194	△ 2,259,562	事業未払金	427,307	699,618	△ 272,311	
事業未収金	3,115,426	770,455	2,344,971	職員預り金	21,900	199,613	△ 177,713	
立替金	97,150	840	96,310	賞与引当金	1,125,571	996,657	128,914	
前払費用	49,333	159,789	△ 110,456					
固定資産	13,075,730	10,169,574	2,906,156	固定負債	0	0	0	
基本財産	10,000,000	10,000,000	0	負債の部合計	1,574,778	1,895,888	△ 321,110	
定期預金	10,000,000	10,000,000	0	純資産の部				
その他の固定資産	3,075,730	169,574	2,906,156					
車輌運搬具	2,960,857	1	2,960,856	基本金	10,000,000	10,000,000	0	
器具及び備品	105,303	160,413	△ 55,110	第1号基本金	10,000,000	10,000,000	0	
長期前払費用	9,570	9,160	410	国庫補助金等特別積立金	1,437,376	0	1,437,376	
				その他の積立金	0	0	0	
				次期繰越活動増減差額	27,002,117	25,140,964	1,861,153	
				(うち当期活動増減差額)	1,861,153	△ 6,312,567	8,173,720	
				純資産の部合計	38,439,493	35,140,964	3,298,529	
資産の部合計	40,014,271	37,036,852	2,977,419	負債及び純資産の部合計	40,014,271	37,036,852	2,977,419	

社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会

役員等の報酬等支給基準

(平成29年制定)

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定による役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬基準)

第2条 法人の役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員（理事長を除く）に対しては、報酬は支給しない。

2 理事長の報酬は、月額3万円とする。

3 理事長以外の役員等に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第3条 第3条 理事長の報酬は、毎月25日に支払う。ただし、その日が金融機関の休日の場合は、その日前であって金融機関の休日でない最も近い日を支給日とする。

2 理事長以外の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金により本人に支給する。

(規程の改廃)

第4条 この基準の改廃は、評議員会の承認を得て行うものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成29年6月12日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年6月12日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年9月25日より施行し、令和2年4月16日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、令和5年6月定時評議員会終結後に施行する。

別表第1（第2条第3項関係）役員等（理事長を除く）に対する報酬

名 称	報 酬
理事・監事	給与所得の源泉徴収税額（日額表 乙欄）差引後、手取額 3,000 円
評議員	給与所得の源泉徴収税額（日額表 乙欄）差引後、手取額 3,000 円
評議員選任・解任委員	給与所得の源泉徴収税額（日額表 乙欄）差引後、手取額 3,000 円